

1 協議事項について

【中村委員長】 事務局に説明を求める。

【議事担当係長】 本日の委員会では、以前に配付した協議事項一覧表の番号42から47までの6件を、本日の日程(1)から(6)としてご協議いただく。(1)、(2)は自民党・新政クラブから、(3)は公明党から、(4)は虹の会から、(5)は日本共産党から、(6)は明るいみらい大和からの提案である。

(1) 代表者会はあくまでも、議長の諮問機関・会派間の「連絡・調整機関」であり、議決を行わない

【中村委員長】 (1) 代表者会はあくまでも、議長の諮問機関・会派間の「連絡・調整機関」であり、議決を行わないについて、提案会派の委員として補足する。ここでの「議決」とは、「表決の結果得られた議会の意思決定」という意味での「議決」ではなく、現在代表者会で行なわれているような、本市議会の運営等に関する「決定」のことである。本件について意見等はあるか。

【山田副委員長】 本件を提案した理由を伺う。

【中村委員長】 大和市議会会派及び代表者会に関する規程(以下「規程」という。)の第3条で、「大和市議会に各会派間の意見の調整、連絡、協議等を行うため、各派代表者会(以下「代表者会」という。)を置く。」とされているが、現在の代表者会は、議会の最高意思決定機関のようになっており、議会に関することは代表者会で、全会一致で決めるということが、民主的ではないと思っている。そのため、代表者会はあくまでも連絡・調整機関とし、重要なことは全員協議会で協議すべきだと思う。代表者会の役割を限定的にしていくことの提案である。

【高久委員】 代表者会で合意されたものは、再度議会運営委員会に諮られるのか。代表者会で合意された事項に関するその後の対応を伺う。

【議事担当係長】 代表者会で合意されたものが、必ず議会運営委員会に諮られるということではない。議会運営委員会では、議会運営に直接的にかかわる事項を協議する。代表者会は、規程の第4条に、(1)会派間の連絡調整に関する事、(2)議員の身分に関する事、(3)人事案件(議案等)に関する事、(4)慶弔に関する事、(5)その他必要と認めたことの5点を協議事項として定めている。(1)から(4)に該当しない事項については、(5)その他必要と認めたことに基づき協議されていると捉えている。

【中村委員長】 例えば、本委員会での決定事項も再度代表者会で諮られている。代表者会が事実上の最高決定機関のようになっていていると感じるが、規程にそのような記載はなく、(5)その他必要と認めたことの中で多くの事項が決定されている点に問題があると思う。

【石田委員】 代表者会は各会派の代表者のみで行われ、連絡・調整を行う場であり、各会派から代表者を出しているため内容については、代表者から伝達することでよいという理由から、傍聴することができない。しかし、(5) その他必要と認めたことに該当する内容が膨らんでいると感じており、中村委員長と同じ問題意識がある。代表者会の連絡・調整の場という役割を明確にすることが重要であると思う。

【中村委員長】 代表者会での決定事項の取り扱いについて事務局に確認したい。

【議事担当係長】 規程の第9条で「代表者会で決定した事項については、会派の責任において、これを守らなければならない。」と定められている。

【中村委員長】 代表者会の決定は重い。直接的には決定に関与していない、会派の代表者でない議員も決定に従わなければならない、会派の代表者は会派に所属する議員に決定内容を説明し、説得しなければならないということである。

【小田委員】 規程の第4条の(5) その他必要と認めたことを幅広く解釈し、現在の運用となっていると理解している。また、(5) その他必要と認めたことには、行政視察関係、政務活動費関係などが含まれると記載されているが、現状は、それ以外のもの協議されていると思う。本委員会の決定事項を代表者会に送り、代表者会で決定するという運用は、本委員会で合意した事項であるためその運用に異論はないが、本委員会の決定が代表者会で覆されないことを強く望む。同じ会派の委員が本委員会で合意した事項を会派の代表者が代表者会で覆すことがないようお願いしたい。

【山崎委員】 代表者会で、本委員会等、他の委員会での決定事項が覆ったことはあるのか。

【小田委員】 本委員会の協議事項についてもあったと思う。

【中村委員長】 前期の議会報編集委員会で、市議会だよりを駅で配布することに全会一致で合意したが、代表者会で覆されたという事例がある。

【山崎委員】 代表者会で承認を得るのならわかるが、覆されるのであれば、先に協議をしている委員会の意義がなくなってしまう。

【山田副委員長】 各会派の代表者が責任を持って出席している代表者会は大切な場だと思う。他の委員会での合意事項を協議する以外にもさまざまな協議事項がある中で、決定を行わないとしてしまうのはいかがなものか。各会派の責任者として、会派の議員を説得してまとめるとともに、議会運営を安定させなければならないという責任感を持って出席している代表者の会議で決定が行えないというのはどうかと思う。

【赤嶺委員】 現在の代表者会の役割、機能、位置づけについて事務局の認識を伺う。

【事務局次長】 役割は、会派制をとっている本市議会の調整機関であり、議長からの諮問を受けて、協議、一部決定をしなければならない機関であると思う。協議事項は先に議事担当係長から説明した5点である。大和市議会

委員会条例や法令に基づいて設置されたものではないため、任意の会議という基本的な性格があると思う。そのため、会議の傍聴は認められておらず、会派に属さない議員はオブザーバーとして情報共有のために出席ができるが、代表者以外の議員の出席はできない。事務局では規程等に基づき運用している。

【赤嶺委員】 代表者会が担っている機能を全員協議会に移行した場合、現状と同じような運用は可能か。

【事務局次長】 重要な考え方の変更をしていただく必要があると思う。代表者会での会派間で合意したものを遵守するという取り決めが、全員協議会では議員個人となる。議員一人一人の意見となることで、集約が難しくなるという懸念がある。

【赤嶺委員】 代表者会が担っている機能を全員協議会に移行した場合、そこでの決定は多数決を想定しているのか、自民党・新政クラブに伺う。

【中村委員長】 自民党・新政クラブとしては、民主主義は多数決であると考えているため、多数決である。本会議も多数決だが、会派制を取っているため、基本的には同じ会派の議員は同じ意見となると思う。全員協議会に移行しても、会派の調整、意思統一は行われると思う。

【赤嶺委員】 以前、本件と同様の協議が行われた際、代表者会をなくしても、それにかわる新たな各会派の代表者による会議ができるのではないかという意見があり、私も同じ意見である。新たに各会派の代表者による会議ができた場合、その位置づけ等も再度検討が必要になることを懸念している。

【中村委員長】 本件は代表者会をなくすという提案ではない。規程の第4条にある5点についてはよいと思うが、(5) その他必要と認めたことに関する内容が広範で、最高意思決定機関のようになっており、正式な会議ではないため公開もされず、会議録はあるが、情報公開請求をしなければ見ることができないという状況に問題意識を持っている。最終的な決定は公開の場で行われることが重要であると思う。

【事務局次長】 議会基本条例検討協議会で、代表者会が非公開であることを問題視する意見もあったが、同協議会の委員長が、代表者会での協議の場をなくしても、新たに別の代表者会のようなものができて、よりわかりにくくなる。会議録が存在し、情報公開請求が可能である中では、現状でやむを得ないのではないかという発言があったのを記憶している。また、議会運営に直接かかわるものではないという判断から、前期に大和市商業振興条例案が新政クラブから発案された際、条例等が何も無い中、市議会ホームページを一会派が提出する条例案のパブリックコメントのために使うことの是非を代表者会で協議して使うこととした例はある。議会運営委員会、代表者会が設置された当初よりも、協議事項が多岐にわたり複雑で、議会運営の範疇から外れて協議をして決めなければならないという事項もふえていることが要因となっていると考えている。

【山田副委員長】 代表者会では決定を行わないという提案には反対である。

【中村委員長】 提案の本意は、議会全体にかかわり、議会運営に直接かかわるものではない重要な事項についての協議は、代表者会とは別に行うべきであるということである。(5) その他必要と認めたことをより明確化し、代表者会で決めることをある程度限定すべきでないかと考えている。

【山崎委員】 (5) その他必要と認めたことに該当するが、重要な事項については全員協議会を開いて協議すべきということか。

【中村委員長】 そのように考えている。また、重要な事項が非公開の場で決定されていることを問題視している。本市議会は会議を公開するとしているが、代表者会は会議でないため公開されていない。

【事務局次長】 補足であるが、本市議会には公式な会議と任意の会議があり、本委員会も議会内の要項の制定で成り立っている任意の会議である。全員協議会も任意の会議であり、こちらは傍聴を認めていない。これら任意の会議は、地方自治法の一部を改正する法律が平成20年に成立、公布されたことにより、地方自治法第100条第12項「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。」に基づき、各議会で会議規則上に位置づけを行えば公式の会議にすることができる。全員協議会を公式の会議に位置づけている議会もあるが、先立って議員に情報提供されるものなど、扱われる事柄の性格上、全員協議会を公式の会議に位置づけていない議会が大多数である。

【中村委員長】 全員協議会も非公開であるということだが、重要な事項は全員で協議したいと考えている。議会全体にかかわる事項は議員全員が出席する全員協議会で協議すべきでないかという提案である。

【赤嶺委員】 代表者会が連絡・調整に特化することに反対するものではないが、これまで代表者会が担っていた機能をどこが、どのように担っていくのが重要であり、その点が明確でない以上、全面的な賛成はできない。

【石田委員】 実際に代表者会で協議をした(5) その他必要と認めたことに該当する事項が、他の会議で協議することにそぐわない内容であったのか確認したい。

【議事担当係長】 実際の例として大和駅東側第4地区視察見学会を実施するか否か、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に関する全員協議会を開催するか否か、会派に属さない議員の控室についての考え方、会議開催の通知方法のFAXからメールへの変更についてなどがあげられる。

【事務局次長】 補足すると意見交換会についても大和市議会意見交換会実施要領の第3条で、意見交換会は代表者会で協議し、議長が開催を決定することを規定しているため、開催するか否かについては代表者会で決定している。なお、前回の開催日である8月10日は申込書が提出された時期が代表者会の開催に間に合わず、全会派の代表者に事前に了承を得て実施し、事後に代表者会に報告することとなっている。

【中村委員長】 本来議長権限で決定が可能であるが、代表者会に諮って決定している事項はあるか。

【事務局次長】 先に説明した意見交換会の実施もその代表的な例であり、本来は議長権限で決定が可能であるが、代表者会に諮ることを規定している。代表者会に諮ることで、議長の独断で決定するのではなく、各会派の代表者に諮問し、検討の補助をお願いしている実態がある。

【小田委員】 持ち回りで行う代表者会はあるのか。

【事務局次長】 議会運営委員会に関しては持ち回りの議決はあり得ず、委員が集まって、採決、決定するか、議長からの諮問事項の場合、原則全会一致で合意し、決定するという方法での運営となる。一方、代表者会は任意の会議であるため、構成員の合意に基づいて、電話連絡等で全員の了承を得て実施する場合もある。

【小田委員】 その場合も代表者会で全会一致したことになるのか。

【事務局次長】 各会派の代表者の了承を得て実施し、代表者会への事後の報告も行うため、全会一致したことになる。

【山田副委員長】 事務局の説明にあった事例の中で、全員協議会を開催する必要があった事項はなかったと思う。そういった事項も会議で決定する必要があるため、他の会議での協議にそぐわない事項を、責任を負って出席する各会派の代表者が集まる代表者会で、協議、決定するのはよいことだと思う。

【石田委員】 山田副委員長の意見には賛同する。ただし、本委員会で全会一致で合意した事項が代表者会で覆られることは疑問に思う。なぜ代表者会で再度協議することが必要なのかということもあり、(5)その他必要と認めたことに該当する事項の整理が必要ではないか。

【議事担当係長】 今期の本委員会の発足の経緯であるが、本委員会は代表者会で協議され、設置された。また、その協議の中で、決定については、本委員会での合意が最終決定でなく、本委員会での合意事項を、議会運営にかかわる事項は議会運営委員会、それ以外の事項は代表者会に送ることを決定した。そのような経緯を経て発足しているため、本委員会は合意事項を議会運営委員会や代表者会に送っている。

【中村委員長】 本委員会は代表者会が設置を決め、要項案も代表者会が作成して本委員会に送っている。本委員会には全会派から委員が出席して決定しているため、その要項の中で、議会運営にかかわる事項以外の事項を代表者会に送ることを規定していることはおかしいと感じる。本委員会での決定を再度協議する場としては、本会議や全員協議会がふさわしいのではないか。

【山崎委員】 本委員会も会派を代表し、会派の意見を集約した上で出席しているので、本委員会での合意事項が覆る場があるのは違和感がある。しかし、山田副委員長の発言のとおり、事務局の説明にあったような(5)その他必要と認めたことに該当する過去の事例については、現状のとおり代表者会で決定すればよいと思う。

【赤嶺委員】 今期の本委員会での合意事項の中で、代表者会で覆られた事例はあるか。

【議事担当係長】 覆った事例はない。第4回目の本委員会で協議した子ども連れの傍聴についての合意事項を代表者会に送ったところ、傍聴を許可する基準を緩和しすぎているのではないかと疑問を呈されたことがあるが、結果としては本委員会の合意のとおり決定された。

【中村委員長】 疑問があれば、代表者会で聞くのではなく、本委員会に出席した議員に聞くべきであった。

【石田委員】 他の会議での全会一致の合意事項を再度代表者会で協議し、決定する仕組みがおかしいと思う。

【小田委員】 (5) その他必要と認めたことに該当することを整理するべきではないかという意見があったが、現状は行政視察関係、政務活動費関係などと記載されており、具体化するためにその項目をふやしていくのは難しいと思う。そこで、(5) その他必要と認めたことに関しては必要最小限度にとどめるとすることを合意事項としてはどうか。

【中村委員長】 規程第4条の(5)が今はその他議会全体にかかわることになっている。小田議員からの意見は解説の部分に(5)について必要最小限度にとどめるとする旨を記載するということか。

【小田委員】 代表者会で決定しなければ解説に加えることはできないと思う。必要最小限度にとどめるとすると解説に記載することを合意事項として代表者会に送るということである。

【事務局次長】 解説に加えるという方法はあるが、協議事項が最低限必要なことであると解釈されれば、今までどおり代表者会で協議されることになる。本件については、例えば、代表者会で決定された事項が会派の代表者から所属の議員に伝えられた際に、例えば、その事項については代表者会で決定するのではなく、全員協議会で、全議員の意見が聞ける形で決定してほしいと代表者に提案するなどの方法も可能であると思う。個々の案件ごとに意見を出して整理をしていくことで、代表者会のあり方を随時考えていく方法もあると思う。

【高久委員】 現状の議会運営委員会、代表者会のあり方に問題を感じてはいない。また、想定外のさまざまな事項を協議しなければならない場面があることが考えられ、代表者会が必要であり、代表者会での決定も必要だと思う。代表者会では決定をしないと決めることで、かえって不都合が生ずる可能性もある。事務局次長から提案のあったとおり必要に応じて対応していくとよいと思う。代表者会では決定をしないと決めることには賛同できない。

【赤嶺委員】 もう少し具体的な議論が必要だと思う。現状の代表者会をどのように変えるかを議論するのは難しく、代表者会の機能をどのようにどこが担うのかの議論に時間を使ったほうがよいと思う。

【中村委員長】 代表者会がいつから大きな権限を持つようになったのかわからない。協議事項を全員協議会で協議したい場合、どのようにすればよいのか。

【事務局次長】 全員協議会の開催は議長の判断であり、代表者を通じて議

長に申し入れをしていただくことになる。

【中村委員長】 本件は代表者会での決定となる。しかし、今後、本委員会での合意事項を代表者会に送らず、全員協議会に送ることは可能か。

【事務局次長】 その件について議長の独断で決定ができなければ、代表者会に諮り合意を得て決定することになると思う。

【中村委員長】 代表者会は議長の権限で決定できる事項について諮問しているということであり、本来は全会一致にする必要はなく、多数決でもよいし、各会派の代表者全員が反対であっても議長が決定すればそれでよいということだと考える。

【石田委員】 継続的に代表者会のあり方を議論していくのは重要であると思う。

【中村委員長】 先日、本委員会に所属する自民党・新政クラブの委員で視察した県内の市にも代表者会があり、原則全会一致で協議をしているそうだが、議長の諮問機関であるため、議長の方向性を尊重してまとまっているそうである。さまざまな代表者会の運用の仕方が考えられるということである。

【山田副委員長】 案件は多くないと思うが、事務局から説明のあったとおり、議員全員で協議すべき事柄について、全員協議会で協議してほしいと申し入れるという認識を持つことはよいことであると思う。

【小田委員】 代表者会で協議する際に、全会一致を目指すことに異論はないが、一人の議員が拒否権を行使して何もまとまらないということがないように協議を行ってほしい。

【赤嶺委員】 小田委員の意見に賛同する。全会一致の原則がある限り、合意形成が難しい。代表者会の問題はそれだけでなく、非公開であること、他の議員が傍聴できないことなど課題がある。代表者会のあり方については今後も議論していく必要がある。

【中村委員長】 代表者会のことを代表者会で決定するのは難しい。本委員会のような、各会派から議員が出席している別の組織で議論する必要があると思う。議員全員で協議すべき事柄について、全員協議会で協議してほしいと議長に申し入れた場合、議長は代表者会を開き、その許否を決定すると思う。その代表者会で、全員協議会の開催は必要ないと判断されれば、全員協議会は開催されないという懸念があり、課題であると思う。本件は全会一致とならなかったもので、現状のとおりとすることによろしいか。

全 員 了 承

- (2) 議会事務局の法制能力の強化
- (3) 議会事務局に法制担当職員を配置することについて
- (4) 議会事務局に法制担当の配置
- (5) 議会事務局の「法制担当」の配置（議員提出議案の活性のために）
- (6) 議会による立法機能の強化（他自治体の議会との連携も視野に）

【中村委員長】 (2) から (6) は関連事項なので一括して協議したい。なお、前回の各会派からの提案説明によると、(2) と (6) は、法制能力や立法機能の強化を提案しているが、法制担当を配置することも選択肢の1つとの説明があった。(3) から (5) は議会事務局に法制担当を配置することの提案であるが、(3) については、法制担当の職員がいることがもっとも望ましいが、能力の強化につながるなら大学との連携でもよいとの説明があった。これを踏まえて協議したい。また、自民党・新政クラブから (2) 議会事務局の法制能力の強化を提案しているが、これは現在の議会事務局に問題があるということではなく、現在の議会事務局は議員をよくサポートしており、感謝しているところである。ただし、法制能力の強化については、議員共通の望みであると思うので提案した。本件について意見等はあるか。

【高久委員】 本件は全会一致で合意できると思うが、実現の課題は何か。財政面などか。

【事務局次長】 高久委員の発言のとおり、最終的には財政につながる事項であるが、まずは人的配置である。執行部側は議員提案の条例があるかもしれないという可能性に備えるような予備的な人員配置の考え方を基本的には持っていない。議会改革の委員会等において議会の同意が得られているため、平成25年以降連続して、職員の定数管理をしている行政改革推進課に要員の要求をしている。今年度も8月16日に来年度に向けた人事ヒアリングで担当課に要求をしたところである。担当課からは、全庁的な人員配置の考え方の中では、新たな業務が発生する、業務量がふえることが不明確な段階で人員を配置するのは難しいという考えが示された。配置した場合、職員一人当たり年間で概ね一千万円かかり、10年配置すれば一億円かかる。そうした負担がある中で、現実に法制担当の業務が発生していない中では、人員の配置が得られにくいということがある。

【中村委員長】 市側の法制担当は何名か。

【事務局次長】 総務部総務課の政策法制担当で、係長以下5名である。経験者を配置するにも、限られた人の中で考えざるを得ず、各分野でも優秀な人材が欲しいことから、経験者の要求も現状では厳しい状況にある。

【中村委員長】 例えば、人員をふやすのではなく、議会事務局の職員と法制担当の職員を交換し、議会事務局職員に法制の能力を身につけさせてから、議会事務局に戻すという方法があると思う。議会事務局の職員は法制能力が身につく、執行部側の法制担当職員は議会事務局での経験がプラスになるため、互いにとってよいと考える。本件は執行部側の人事の問題があり、本委員会での決定が必ずしも実現されるわけではないが、議会としては議会事務局に法制担当の職員を配置するよう執行部側に要求するという意思を確認したい。また、ノウハウの外部化について事務局に説明願う。

【事務局次長】 前期に新政クラブから大和市商業振興条例案が提出された際、他市の事例を調査する中で、法令審査を行っている民間の業者があるという情報を得た。調査した範囲では、株式会社ぎょうせいが行っている。大

和市商業振興条例全13条の条例の法令審査で、当時の見積もりが5万円程度であったと記憶している。例えば、政務活動費を当てていただき、議会事務局に人的資源がない場合でも、外部化をし、費用を払ってノウハウを得ることは可能であると思う。

【中村委員長】 本市議会では、議員提案の条例は大和市議会基本条例を含めても3本しかつくっていない。毎年議員提案の条例が提出されるわけではないため、現時点でそのための備えを万全にすることは執行部側が認めにくいようであるので、まずは外部の機関を利用してみるという方法がある。費用は高額ではなく、各会派の政務活動費を当てることになる。議員提案の条例が恒常的に提出されるようになれば、次の段階で、議会費としてその費用を持つことの検討をすることができるのではないかと思う。ただし、あくまでも法令審査であるため、条文は議員みずから作成し、本市の他の条例との整合性や国の法律との整合性を含めて、作成した条文の法令審査を依頼することはできる。議会事務局に法制担当の職員を配置するよう執行部側に要求するという意思を本委員会でも合意しても、すぐに実現することはできないため、そのような方法から実行してみるができる。また、(6)議会による立法機能の強化(他自治体の議会との連携も視野に)について、事務局に説明願う。事務局に資料を配付させる。

資 料 配 付

【事務局次長】 地方自治法の特に関係する部分での大きな改正が平成23年であった。この時に、議員定数の法定上限の撤廃なども行われており、定数について、人口何人につき上限何人という規定を地方自治法で設けていたが、条例で定めるという規定となるなど、画期的な改正であった。1、地方公共団体の自由度の拡大を図るための措置の(3)行政機関等の共同設置、行政機関等について、共同設置を行うことができることとするという趣旨の改正が行われた。米印、行政機関等とはの一番目に議会事務局が例示されており、括弧内にその内部組織と記載がある。裏面の内部組織等の共同設置のイメージの右下に議会事務局の設置例がある。解説として、議会事務局(法制担当)をA町、B村及びC町で共同設置とし、法制担当を担う組織を集約して、共同の議会事務局調査課を設立できるという改正が既に5年前にされている。協議事項の(6)議会による立法機能の強化の中で、他自治体の議会との連携も視野にという意見があったため、既に法改正でこのようなことが可能であることを紹介した。ただし、それぞれの議会で議決を経て規約を設け、財政面等、議会同士で持ち合わなければならない部分があり、音頭を取るような、主となる自治体がないと進めにくいのが実態と思われ、いまだに例がない状況である。

【中村委員長】 法制担当職員配置における他自治体の議会との連携も制度的には可能であり、例えば大和市、綾瀬市、海老名市、座間市の県央4市で

共同の法制担当課を置くことも可能ということである。ただし、どこが中心となるのか、財政面はどうするのかなど課題があり、ハードルは高いと思う。まとめると、法制担当職員は、執行部でも5名ということなので、議会事務局には1名が限界かと思うが、法制担当職員を配置するよう執行部側に働きかけることを合意し、代表者会に送ることではいかか。

【事務局次長】 本委員会で合意に至った事項であっても、市側との調整が必要な事項については、その調整が整うことが条件であり、その後、決定、実施の流れになるという議長の考えを第9回の本委員会で伝えた。本件については、さまざまな制約があり、制度上ハードルは高いが、バックアップをいただきたいと思う。事務局も必要な場面では人員要求を継続していく。

【中村委員長】 市側との調整が必要な事項であり、申し入れを行ってほしいと思う。自治体議会は地方公共団体の議決機関として立法機能を担っているのに、その事務局職員に法制専門の担当者がいないのは疑問である。議会の大きな役割の一つが条例を作成することであり、専門的なスキルを持つ担当者がいることは、議会改革の中でも重要であると思う。

【高久委員】 中村委員長が、大和市には3件の議員提案の条例があると発言された。大和市商業振興条例、大和市次世代に戦争の記憶をつなげる条例の他は何か。

【中村委員長】 大和市議会基本条例である。

【高久委員】 それらの条例の作成には法制担当はどのようにかかわったのか。市側の法制担当職員の協力を得たのか。

【事務局次長】 大和市議会基本条例の場合は、総務課法制担当の経験者が検討協議会の担当であったため、条文の検討を議会で直接行った。大和市次世代に戦争の記憶をつなげる条例については、執行部側とのやり取りもあったのではないかと思うが、条文は神奈川ネットワーク運動で考えたと思う。大和市商業振興条例は執行部側で、ある程度協力してよいと判断され、新政クラブと執行部側法制担当、実務を担う担当で条例化に関する協議が行われたと聞き及んでいる。

【赤嶺委員】 これまでも執行部側に法制担当職員の配置を求めており、議会として、事務局の能力強化は合意してきた事項であるが、これまで能力強化につながることを行ってきたのか。

【事務局次長】 人的要求について、本市議会事務局職員は通常10名の配置であるが、平成28年度は県議長の会長市を担うこともあって、11名配置されており、業務量が見込まれれば、配置されないというわけではない。能力向上については、法制担当の研修について、人財課等から積極的に声がけをしてもらい、参加するなど配慮してもらっている。

【赤嶺委員】 現在の事務局の能力が低いというわけではない。議会が求める能力があり、その能力を得るには、市の判断によるところが大きい。本件は議会の総意であることを示して、市に対して法制担当職員の配置を要望してほしい。

【事務局次長】 事務的な対応は私が担うことになると思うが、議会全体で要望が高まっている本件を理事者に伝えてほしい旨は議長に伝える。

【赤嶺委員】 明るいまらい大和からの提案は、議会による立法機能の強化について、他自治体の議会との連携も視野に入れてはどうかというものである。事務局からの説明のとおり、職員1名の増員には一千万円かかり、人事権、予算編成権が市長にある中では、課題も多いと思う。連携していくことで、共同の意識としてさまざまな活動ができれば、単体の議会事務局以上の能力を発揮できると思う。現状は前例がないが、今後、共同設置等についても議論が開始される可能性があると思う。本市で法制能力の強化について議論が行われていることを、他の議会にも発信できるとよい。平成26年の地方自治法の改正で、連携中枢都市圏構想が推進され、市の一般事務に関わる広域連携をしていこうという取り組みが進んでいる。これは、まち・ひと・しごと創生総合戦略の一環であると思うが、議会側も同様に広域連携を検討する必要があると思う。

【中村委員長】 現在、議長は神奈川県議会の議長会の会長でもあり、他市議会の議長と話す機会も多いと思う。広域連携で他の議会と連携して法制担当課を共同で持つことを話す機会はあるのか。

【事務局次長】 議長が県議長の会長を務められ、見聞されたことが事務局に伝わってきている。都県を越えた交流で、相模原市と町田市が議員間交流を盛んに行っていると聞いている。法制能力の持ち合いを行っているかの情報は入っていない。事務局でも、情報収集に努め、どのような形が大和市に望ましいかを考えなければならないと思う。

【中村委員長】 他の議会とかかわる機会も多いと思うので、お願いしたい。

【小田委員】 三重県議会が法制能力強化のため国会から職員の派遣を得たということも聞いている。さまざまな可能性を視野に入れて取り組みたい。

【石田委員】 執行部側の法制担当職員に議会が必要に応じて協力してもらうことは不可能なのか。

【事務局次長】 執行部側法制担当は市長の補助機関である。また、議員側が必要と判断して条例案を議会に提出しようとする際、執行部側の法制担当者に法令審査を頼めるか否かについては、任意の部分で協力要請をすることは可能であると思うが、例えば条例自体について市長が必要性を認めない等の場合、市長の補助機関に対して議員の補助をするよう命じるかという課題があると思う。執行部側法制担当が補助をしないよう命じられた場合は、議員と議会事務局とで条例の内容を検討しなければならない。その中で議会事務局の法制能力の不足が懸念されているのであると思う。

【中村委員長】 法制能力は非常に特殊なものであり、事務局の能力がないというのではなく、法制執務にかかわったことがある人でないと議員へのアドバイスは難しいと思う。新しい職員を雇うには一千万円程かかってしまうので、執行部側の法制担当職員を議会事務局の法制担当職員とし、議会事務局の職員を執行部側の法制担当職員とする交換を行うことで、議会事務局職

員が法制執務のスキルを身につけ、執行部側の法制担当職員も、議会での、議員立法、議員提案の条例を勉強できるため、一石二鳥でよいと思う。本件は議会の意思として法制担当職員を配置するよう市側に求めることを合意事項として代表者会へ送ることとし、また、議員提案の条例を考えている会派があれば、ノウハウの外部化という方法があることを会派内で周知いただきたい。また、他自治体の議会と連携し、法制担当課を共同設置することについては、必要に応じ情報収集に努めることでどうか。

全 員 了 承

2 その他

【中村委員長】 皆さんからなければ、事務局から何かあるか。

(総務担当係長、同担当 入室)

【議事担当係長】 次回、第12回の本委員会の日程については、9月定例会最終日の翌日の9月30日(金)午後2時からである。協議事項は、協議一覧表の6ページの最下段、自民党・新政クラブ提案の、番号48、「政務活動費の会派支給から個人支給への変更」と、明るいみらい大和提案の、番号49、「政務活動費使途基準の緩和」と、番号50、「議員報酬と政務活動費の再考(議員報酬減・政務活動費増、または政務活動費減・議員報酬増)」と、自民党・新政クラブ提案の、番号51、「議員報酬の引き上げ」の以上、4項目の協議をお願いしたい。

【中村委員長】 次回、9月30日(金)の第12回での協議事項は、事務局の説明のとおりであるが、各会派内で次回までに意見をまとめてきていただくために、提案会派から協議事項の説明をお願いしたい。自民党・新政クラブ提案の番号48、「政務活動費の会派支給から個人支給への変更」、番号51、「議員報酬の引き上げ」は提案のとおりである。続いて、明るいみらい大和提案の番号49、「政務活動費使途基準の緩和」、番号50、「議員報酬と政務活動費の再考(議員報酬減・政務活動費増、または政務活動費減・議員報酬増)」について説明願う。

【赤嶺委員】 番号49、「政務活動費使途基準の緩和」は、これまでたびたび提案しているが、使用しにくい現状がある。通信費や交通費等に関する規程の改善が必要でないかと思う。番号50、「議員報酬と政務活動費の再考(議員報酬減・政務活動費増、または政務活動費減・議員報酬増)」は、本市議会で、議員報酬と政務活動費についてどのような考えを持って金額設定しているかをはっきりと明示したことがないと思う。各議員においても現在の議員報酬と政務活動費の額が最もふさわしいものであるかの考えもまとまっていないのではないかと思う。番号50、「議員報酬と政務活動費の再考(議員報酬減・政務活動費増、または政務活動費減・議員報酬増)」については次回の本

委員会で結論を出すというよりも、議会としての考えを出すためのスタートラインであると考えている。

【中村委員長】 説明は以上である。各会派で意見をまとめていただき、次回、出席願いたい。次回の協議事項について何かあるか。

【赤嶺委員】 次回の協議は提案番号 48 から番号 51 までであるが、番号 52、「附属機関（審議会、組合等）の議会選出委員の報酬見直し（議員報酬を別に得ているため）による報酬一元化」は含まないのか。どういった判断でこのくくりであるのか。

【議事担当係長】 委員長と相談し、協議が活発になる内容であり、時間的に番号 52 までは難しいと考え、番号 48 から番号 51 までの 4 項目とした。

【中村委員長】 ほかになければ以上で終了する。

午後 3 時 28 分 閉会